⑦　有価証券

（単位：千円）

種　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
国債				
地方債				
政府保証債				
金融債				
短期社債				
社債				
（銀行社債）	（　）	（　）	（　）	（　）
（特別法人債）	（　）	（　）	（　）	（　）
外国証券				
株式				
受益証券				
投資証券				
合計				

（記載上の注意）

1　令第32条第１項第２号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。

2　「（特別法人債）」欄は、令第32条第１項第３号に規定する債券について記載すること。

3　「社債」欄は、令第32条第３項第３号に規定する債券及び上記１及び２の債券の合計額を記載すること。

⑧　商品有価証券

（単位：千円）

種　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
商品国債				
商品地方債				
商品政府保証債				
合計				